

履修要項別冊
教職課程
ガイドブック

心理学部

入学生用
2025

Ryukoku University

Course Guide

2025 年度入学生用教職課程ガイドブック

— 目 次 —

教職課程の概要	2
1. 教職課程履修のための手続き	3
2. 心理学部において取得できる教育職員免許状の種類	3
3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数	3
履修要項	
Ⅰ. 心理学部生のカリキュラム	5
Ⅱ. 教育実習の履修について	11
Ⅲ. 介護等体験の履修について	14
Ⅳ. 教職実践演習の履修について	16
Ⅴ. 学校現場へのボランティア活動について	16
Ⅵ. 編・転入生の履修について	18
Ⅶ. 教育職員免許状の申請について	18
Ⅷ. 各種教諭免許状取得支援制度について	18
Ⅸ. 教員免許状取得までの流れ	19
X. 教職課程ナンバリング	20

『教職課程ガイドブック』は、履修要項と同様に卒業まで使用します。大切に保管し、活用してください。

新入生以外には改めて『教職課程ガイドブック』の配付はいたしません。

また、年度ごとに発生する変更、『教職課程ガイドブック』配付後に発生した変更等については、ポータルサイト等を通じてお伝えします。

教職課程の概要

龍谷大学の教職課程は、教員を目指す学生のために設置されたものであり、これまで多くの優秀な教員を教育界に送り出してきたという誇るべき実績を持っています。

教育改革が叫ばれる今日、教員の資質能力向上が特に大きな課題となっています。そのため本学では、教科等に関する確かな専門的知識を身につけ、その上に、広く豊かな教養、人間の成長・発達についての深い理解、生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感等を持ち、これらを基盤とした実践的指導力を養成することを目的として教職課程を編成しています。

教員は常に生徒と向き合い、実践的に対応しなければなりません。単なる批判者ではなく、何事にも自主的・主体的・集団的な取組ができる力を身につける必要があります。また、積極的・意欲的に教職を目指すとともに、社会的な常識も身につけるよう心がけてください。4年間の教職課程の中で教育実習は大きな意味をもちます。教育実習は学校現場で行うので、社会的な責任を負うことにもなります。みなさんが十分に研鑽を積み、実り豊かな教育実習を行い、また、教員採用試験を突破して教壇に立って欲しいと願っています。

なお、本学の教職課程は、法定最低限度以上の講義を開設しています。また、免許法関係の変更も多く、免許取得の道が複雑にもなってきていますので、このガイドブックをよく読み、理解することが大切です。

教職課程に関する質問や進路の相談等は、各学舎の教職センターまたは心理学部教務課で行ってください。

1. 教職課程履修のための手続き

(1) 2 年次前期から教職課程の履修を開始する場合には、1 年次に次の手続きが必要です。

①1 年次に行われる教職課程説明会※に出席し、内容説明を受ける。

②1 年次の定められた期日までに「教職課程履修登録」を行う。

なお、2 年次後期以降から教職課程の履修を開始する場合も、事前に「教職課程履修登録」が必要です。その場合の詳細については、教職センターに相談してください。

※説明会の日程は、別途ポータルサイト等にてお伝えします。

(2) 教職課程の履修には、教職課程履修料が必要です。

履修料は総額 30,000 円で、2 年次から 4 年次まで毎年 10,000 円ずつ納入します。

※大学院生及び科目等履修生については、別途ご確認ください。

(3) 教職課程の履修を取りやめる場合は、手続きが必要です。

途中で教職課程の履修を取りやめる場合には、手続きが必要です。また、履修を取りやめた場合、その年度までに納入した教職課程履修料は理由の如何にかかわらず返金されません。

2. 心理学部において取得できる教育職員免許状の種類

教育職員免許法に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は下記のとおりです。本ガイドブックに定める所定の単位を修得することによって、下記の免許状を取得することができます。

学科	免許教科	高等学校教諭
心理学科	公民	一種免許状

3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数

『教育職員免許法』に定める法律上の最低修得単位数は、下記のとおりです。そのほかに、『教育職員免許法』第 5 条および『教育職員免許法施行規則』第 66 条の 6 に定める「日本国憲法」2 単位、「体育」2 単位、「外国語コミュニケーション」2 単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2 単位（本学では「情報機器の操作」を開設）が必要です。

また、中学校の普通免許状の授与を受けようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める「介護等体験」が必要です。「介護等体験」(2 単位) がこれにあたります。

なお、本学の教職課程で免許を取得する為に必要な単位数等については、本学が定める履修基準により、下記の表に記載している科目の区分や単位数とは異なりますので、留意してください。

本学で教員免許状を取得するのに必要な科目等については 5 ページ以降を参照してください。

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
高等学校教諭	一種	学士の学位を有すること	59

教職課程に関する質問について

(1) よくあるご質問

教職課程に関するよくある質問について、教職センターのホームページにまとめていますので参考にしてください。この内容については、随時更新していきます。



教職センター「よくあるご質問 <在学生向け>」

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/faq.html>

(2) 教員採用実績、教員免許取得者数

龍谷大学卒業生（既卒者含む）の教員採用試験による名簿登載者数の調査結果（私立学校は除く）および教員免許取得者数（学部別実人数）については、それぞれ以下のページに掲載しています。

① 教員採用実績

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/results/number.html>



② 教員免許取得者数

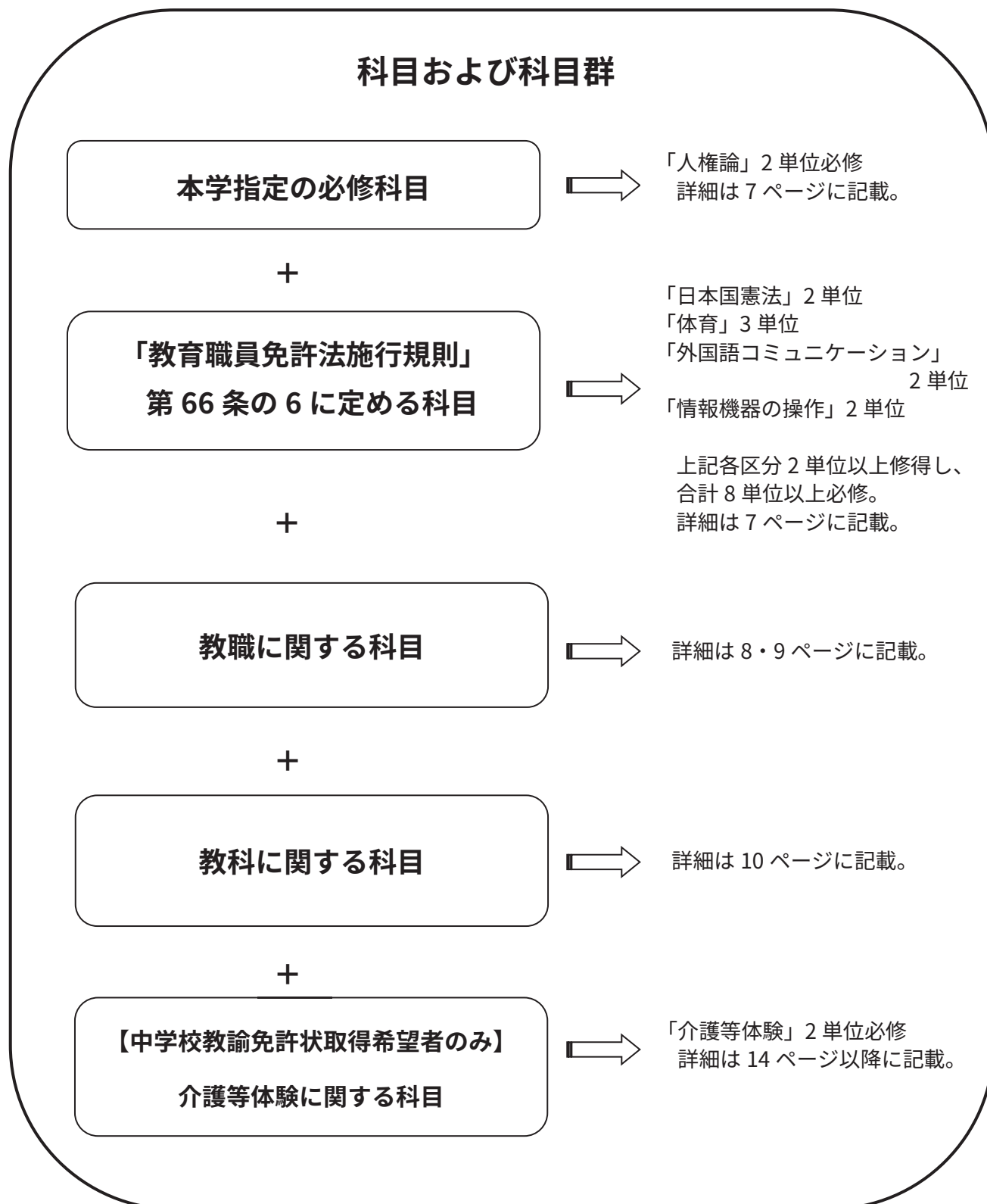
【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/results/results.html>



I. 心理学部生のカリキュラム

1. 本学で教員免許状を取得するには（中・高一種免許状）

本学で教員免許状を取得するには、3 ページに記載してある「基礎資格」を卒業時に充たすことと、下記の図に示した科目群の単位を修得することが必要です。



1) 教育実習先修要件について

教育実習前年度（3 年次終了時）に次に掲げる先修科目の単位を修得していないと教育実習に行くことはできません。

1～6 の欄に定める科目（複数科目のある欄の場合備考欄の指示を参照）を全て修得してください。

【2025 年度入学生】

欄	科 目 名	単位	備 考
1	人権論 A	2	いずれか 1 科目
	人権論 B	2	
2	教育原論 A	2	いずれか 1 科目
	教育原論 B	2	
3	学習・発達論 A	2	いずれか 1 科目
	学習・発達論 B	2	
4	教育課程論	2	
5	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	各 2	
6	生徒・進路指導論	2	

2) 教職課程の履修にあたっての注意事項

(1) 履修登録制限単位について

時間割表に科目名とともに記載されている時間割番号の真ん中のアルファベットが「Z」で始まる科目については、履修登録制限に含まれません。そのため、登録制限単位を超えて履修登録することになりますが、予習・復習といった学修時間を確保する必要があるなど、綿密に履修計画を立てることが求められます。具体的には下記科目が履修登録制限に含まれません。

- ① 教職に関する科目
(ただし、教職に関する科目を兼ねている教養教育科目は、制限登録単位に含まれます。)
- ② 介護等体験に関する科目の「介護等体験」
- ③ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の「教職コンピュータ基礎」
- ④ 一部の教科に関する科目

(2) 抽選・選抜を実施する科目について

教員免許取得のために必要な科目は大部分の教職に関する科目を除き、ほとんどが教養教育科目、心理学部の専攻科目です。これらの中には第 1 回履修登録期間内に登録をしないと受講できない科目がありますので、履修要項で確認しておくようにしてください。

(3) 教員免許取得上の「必修」「選択」について

次のページ以降に出てくる履修要件の「必修」「選択」は教員免許取得上のものです。卒業要件の「必修」「選択」科目とは異なりますので注意してください。

(4) 次のページ以降に出てくる『分野』という記載について

「教養教育」→ 教養教育科目
「専攻」→ 専攻科目
「随意」→ 随意科目

(5) 教職課程に関わる諸連絡について

教職課程履修者はポータルサイト等を常に見るように心がけてください。

また、各種説明会等へは、必ず参加してください。無断欠席等の場合、履修できなくなることがあります。

3) 本学指定の必修科目（人権論）

2 単位必修（「教育実習」先修科目）

授業科目名	単位数	配当年次	分野
人権論 A	2	1 年次以上	教養教育
人権論 B	2	1 年次以上	教養教育

4) 「教育職員免許法施行規則」第 66 条の 6 に定める科目の履修方法

免許法施行規則 に定める科目	本学開講の関連科目及び単位数				
	科 目 名	単位数	履修要件	配当年次	分野
日本国憲法	日本国憲法	2	必修	1 年次～	教養
体育	体育実技	1	必修	2 年次～	随意
	スポーツと人権・平和	2	1 科目必修	2 年次～	教養
	健康とスポーツ	2		2 年次～	教養
	現代社会とスポーツ	2		1 年次～	教養
	人間とスポーツ	2		1 年次～	教養
外国語コミュニケーション	英語総合 1 (A)	1	2 単位必修	1 年次	教養
	英語総合 1 (B)	1		1 年次	教養
	英語総合 2 (A)	1		1 年次	教養
	英語総合 2 (B)	1		1 年次	教養
	英語総合 3	1		2 年次	教養
	ドイツ語 I	2		1 年次～	教養
	フランス語 I	2		1 年次～	教養
	中国語 I	2		1 年次～	教養
	スペイン語 I	2		1 年次～	教養
	コリア語 I	2		1 年次～	教養
情報機器の操作	教職コンピュータ基礎	2	必修	2 年次～	随意

○開講科目については、「時間割表・web シラバス」を参照してください。

○履修登録に関する諸注意については、履修要項・ポータルサイト等を参照してください。

2. 教職に関する科目の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		中学校教諭、高等学校教諭一種免許状					開講	備考
科目	各科目に含める必要事項	本学開講科目	単位	履修要件	分野	配当年次		
に教 関料 すの 指 科 導 法 目 法	・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	必修	随意	3～	大宮	※1
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	必修	随意	3～	大宮	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 A	2	1 科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		教育原論 B	2		教養	2～	深草	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職論	2	必修	随意	2～	深草	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	学校教育社会学	2	1 科目 必修	随意	2～	深草	
		教育社会学	2					
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 A	2	1 科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		学習・発達論 B	2		教養	2～	深草	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	必修	随意	2～	深草	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	必修	随意	2～	深草	
道徳、 生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 《中学免許取得希望者のみ必修》	道徳教育指導法	2	左記参照	随意	3～	大宮	※2
	・総合的な学習の時間の指導法（高校は総合的な探究の時間の指導法） ・特別活動の指導法	総合的な学習の時間・特別活動論	2	必修	随意	3～	大宮	
	・教育の方法および技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育の方法と技術（ICT を含む）	2	必修	随意	3～	大宮	
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	必修	随意	2～	深草	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	必修	随意	3～	大宮	

教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導Ⅰ	1	必修	随意	4	大宮	
		教育実習指導ⅡA	4	1科目 必修	随意	4	大宮	中学校免許 取得希望者 必修 ※3
		教育実習指導ⅡB	2		随意	4	大宮	高等学校免許 取得希望者 必修 ※3
	・教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	必修	随意	4	大宮	※4

○開講セメスターは年度によって変更する場合があります。毎年度の時間割表・Web シラバス等で確認してください。

- ※1 「〇〇科教育法Ⅰ」は「〇〇科教育法Ⅱ」よりも前に修得しなければなりません（先修科目）。
- ※2 高等学校免許取得希望者が、中学校免許取得に必要な「道德教育指導法（2単位）」を修得した場合は、法律で定める「大学が独自に設定する科目」に充てられます。ただし、本学で高等学校一種免許状取得に必要として開講している「教科に関する科目」および「教職に関する科目」には充当できません。
- ※3 中高両免許取得者は「教育実習指導ⅡA」（4単位）を登録すること。詳細については11ページの「Ⅱ．教育実習の履修について」を参照してください。
- ※4 「教職実践演習」の履修については、16ページの「Ⅳ．教職実践演習の履修について」を参照してください。

3. 教科に関する科目の履修方法

高等学校教諭一種免許状 公民（必修科目を含む最低修得単位数：30 単位）

科目区分	授業科目	単位数	開講 年次	履修方法
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論	4	3～	1 科目必修
	政治学原理	4	3～	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概説	4	2～	1 科目必修
	経済原論	4	3～	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論	2	2～	1 科目必修
	倫理学概論	2	2～	
	宗教学概説 A	2	2～	
	宗教学概説 B	2	2～	
	心理学概論	2	1～	必修
	発達心理学	2	1～	
	臨床心理学概論	2	1～	
	心理学的支援法	2	1～	
	生涯発達と関係支援	2	1～	選択
	福祉心理学	2	2～	
	高齢者の心理と福祉	2	2～	
	仏教と心理学	2	2～	
	感情・人格心理学	2	3～	
	社会・集団・家族心理学	2	3～	
	青年心理と友人関係	2	3～	
	障害児支援と療育	2	3～	

II. 教育実習の履修について

1) 本学における教育実習に関する科目

大学における事前・事後指導と、中学校または高等学校において実施する教育実習の両方を受講する必要があります。

本学では、次のとおり開講しています。

科 目 名	単 位	内 容
「教育実習指導Ⅰ」(事前指導)	1	事前指導
「教育実習指導ⅡA」(中一種免必修)	4	実習および事後指導
「教育実習指導ⅡB」(高一種免必修)	2	実習および事後指導

※中学校・高等学校の両方の免許を取得する場合は、「教育実習指導ⅡA」(4単位)を履修する必要があります。

○「教育実習指導Ⅰ」(事前指導)について

大学での事前指導です。教育実習実施年度に登録・履修することとなります。

○「教育実習指導ⅡA」・「教育実習指導ⅡB」について

教育現場における実習を内容とします。なお、実習後に大学で事後指導をおこないます。

2) 教育実習についての基本的留意事項

『教育職員免許法』に基づき、免許取得条件の重要科目に教育実習があります。教育実習は法律により、中学校免許には5単位、高等学校免許には3単位の修得が必要です。

「教育実習指導ⅡA(4単位)」または「教育実習指導ⅡB(2単位)」で教育実習に参加し、大学における事後指導を受けますが、そのすべてに合格することが必要です。

とりわけ、中学校・高等学校における教育実習は、実習校での正規の教育活動の中で行われます。実習生であってもその学校の教員として、自覚と責任を持って参加し、その学校の教育目標を理解し、服務規程、規律等を守り、勤務時間内だけでなく、実習期間全体を通して教育活動に専念しなければなりません。さらに授業実践においては、大学で履修した理論や、模擬授業等教育実践活動の体験を生かし、授業範囲の教材研究等を十二分に、成果を上げるよう万全の努力をする必要があります。

このようなことを充分果たせる能力と自覚を養うため、先修科目の設定や、事前・事後指導等を厳しく実施しています。

教育実習は、大学と実習校との間で所定の手続き等を行い、厳密なルールのもとに実施されています。したがって、実習を予定している学生は、大学および実習校との間でも一定の手続きが必要です。実習生個々の不注意や、安易な対応があれば受入校に多大な迷惑がかかり、また今後の教育実習について重大な支障が起こることがありますので注意してください。

今日の法制においては、実習生受け入れは各学校にとっては義務ではなく、将来の教師養成という高邁な精神からの協力によるものです。実習生がこの理念を損なうようなことがあれば教育実習の制度を揺るがすことにもなりかねません。

教育実習にあたっては、前年から説明会に参加することが必要であり、些細なことでも不明な点は、教職センターまたは心理学部教務課に問い合わせ、指示どおり対処するよう心がけてください。ルール等を守れない者は実習資格を失うこともあるので、慎重に対処してください。

3) 教育実習の履修登録

履修登録期間中に所定の履修登録をしなければ教育実習は受けられません。また教育実習実施の前年度に実施する説明会で教育実習の〈第1次予備登録〉および〈第2次予備登録〉の手続きが必要です。(説明会で登録書類を配付しますので必ず出席してください。欠席の場合は以後の受講はできません。)

4) 教育実習の受講資格

- ア. 当該年度(教育実習実施年度)において卒業見込みの者
- イ. 前年度中に〈教育実習予備登録〉等所定の手続きを完了している者
- ウ. 前年度までに教育実習先修科目を修得していること ※6ページに詳細を記載しています。

5) 教育実習の評価

教育実習の評価は「教育実習指導Ⅰ(事前指導)」1単位と「教育実習指導ⅡA(中一種免必修)」4単位、または「教育実習指導ⅡB(高一種免必修)」2単位を個々に評価します。なお、「教育実習指導ⅡAまたはⅡB」については、実習校での成績と大学における成績による総合評価とします。

6) 教育実習校の選定

教育実習校は、原則として実習希望者の出身校で実施できるよう、あらかじめ前年度中に個別に内諾を得ることが必要です(地域によっては内諾を得るのに特別な手続きがあります。詳細は3年次4月の説明会で説明します。)。内諾の後に大学と実習校との間で依頼等諸手続きを開始します。しかし、出身校に取得を希望する免許教科のない場合(例:宗教科)は、前年度中に大学と協議し、大学指定校等によって実習することができますが、個人の安易な判断ではできませんので、事前に必ず教職課程担当教員と面談の上、承認を得てください。

【教育実習に関する年間スケジュール】

実施年度	スケジュール		内 容		該当者	実施担当 提出先等
	内 容	実施時期	出身校実習	指定校実習		
実習前年度	オリエンテーション 教育実習説明会 A	4月～5月	教育実習第1次予備登録		実習希望者 全員	大宮学舎 教職センター
	実習校内諾依頼	5月～7月	出身校への 実習申込	京都市立校・大阪市立校は事前説明会に参加	実習希望者 各自	
	教育実習説明会 B	9月	教育実習第2次予備登録		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
	個別面接	10月～11月	府県市別に 実施	指定校実習希望者	該当者のみ	大宮学舎 教職センター
	書類提出	10月～11月	説明会 B の配付書類提出		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
実習実施年度	履修登録	3月～4月	「教育実習指導Ⅰ」 および 「教育実習指導ⅡA」 (中一種免) または 「教育実習指導ⅡB」 (高一種免)		実習受講 有資格者	WEB 登録
	教員免許取得 確認届提出	4月			実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター

実 習 実 施 年 度	教育実習説明会 C	4 月	実習関係書類配付		実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター
	実習校配当発表	5 月		大学指定校・京 都市立校等配 当校発表	指定・配当希望 者	大宮学舎 教職センター
	教育実習巡回指導教員 への依頼	5 月	実習期間前及び実習前半に 巡回指導教員に連絡し、指 導を受ける。		該当者のみ	
	実習実施	5 月～11 月	実習校の指示・受け入れ条 件に従って実施		実習生全員	
	教育実習巡回指導	5 月～11 月	近畿圏実習校等に巡回実 施。実習期間前または実習 前半に巡回指導教員に連絡 し、指導を受ける		該当者のみ	
	教育実習事後指導	5 月～11 月	実習終了後、所定の報告書 提出、指導を受ける		実習終了者	大宮学舎 教職センター
	教員免許状一括申請 説明会・書類提出	10 月～12 月	免許申請書類		一括申請希望の 有資格者	大宮学舎 教職センター
	免許状授与	3 月 卒業証書 授与式	免許授与受渡書類 教育実習簿返却		免許取得者	

<注意事項>

- ①次年度に行う教育実習の手続き等のための説明会を、3 回生前期（第 5 セメスター）から順次行います。説明会に出席して指定の書類を提出しない場合、次年度の教育実習には行けません。注意してください。
- ②スケジュール表の中の説明会・書類配付および書類提出等の日時は、事前にポータルサイト等で伝達しますので、前記のスケジュールには特に注意してください。なお、指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なき者として以後一切受付けないことがあります。
- ③公立学校での教育実習実施については、所管の教育委員会への申込手続きを必要とする場合が多く、またその申込手続きの方法、書式、申込時期が異なります。必ず説明会に出席し、所定の手続きを取る必要があります。

III. 介護等体験の履修について

1) 本学における介護等体験に関する科目

中学校教諭免許状を授与申請する者は、1998年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下『介護等体験法』）」により、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等の体験（「介護等体験」）が必要です。介護等体験は、大学における事前・事後指導と特別支援学校、社会福祉施設等において実施する体験諸活動を履修します。

本学では、次のとおり開講しています。

科目名	単位	内 容	配当年次
介護等体験 ※中学校教諭免許状取得希望者必修	2	事前指導、介護等体験、事後指導	3年次以上

履修登録する前年度から別途手続きの説明会や講演会が始まります。
必ず参加して下さい。

2) 介護等体験についての基本的留意事項

「介護等体験法」に基づき、小学校、中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間の「介護等体験」が義務付けられています。本学では、科目「介護等体験」の履修及び修得が必要となります。また、体験に先立って、前年度10月から説明会及び講演会などの事前指導を行います。

介護等体験においては、諸学校や諸施設における多様な活動の中で、ボランティア意識をより高めるとともに、体験期間終了後も、より広範な社会的活動の実践に是非つなげてほしいと考えています（ボランティアについては16ページ参照）。

介護等体験は、特別支援学校や社会福祉施設等の全面的な協力の下で、正規の教育活動中や福祉活動中において行われます。体験等の活動といえども、指導や活動に当たられている教員や職員と同様に、自覚と責任をもって参加し、諸学校や諸施設の規則や規律を守り、誠意と熱意をもって介護等の体験に専念しなければなりません。

特に介護等体験は、大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、体験を円滑に進めるために必要なルールを設定し、所定の手続きや調整を行いながら実施することになります。そのために、介護等体験を予定している学生と大学や諸学校・諸施設の間でも、一定の手続きが必要です。遅刻、欠席、体験者個々の不注意、不用意な言動や安易な対応があれば、ただちに体験資格を失うことになりますので、慎重に対処してください。

些細なことでも不明な点は、教職センターまたは心理学部教務課に問い合わせ、指示通り対処するよう心がけてください。

3) 介護等体験の履修登録

体験を行う年度に、科目「介護等体験」の履修登録が必要です。

※「小学校教諭免許状取得支援制度」の併修正も「介護等体験」を行う必要があります。

4) 介護等体験の受講対象

中学校教諭一種免許状取得希望者

5) 介護等体験を免除される者

上記の介護等体験の受講対象者のうち、「介護等体験法」に示された次の者は、介護等体験を免除されます。

ただし、介護等体験を免除される者は、履修登録期間中に教職センターに連絡し、所定の用紙にその旨記入してください。

ア. 1998 年 4 月 1 日以前に大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第 1 に規定する小学校または中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者
 イ. 介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部科学省令で定める者

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者

＊上記①～⑩の免許状と中学校教諭免許状とを並行して授与申請する者は、「介護等体験」の履修登録が必要となります。

ウ. 身体上の障がいにより介護等体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者。身体障害者福祉法の規定により交付された身体障害者手帳に、障がいの程度が 1 級から 6 級である者として記載されている者

6) 介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定と事務手続き

介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定は、原則として大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、協議と調整を経て決定します。なお、特別な理由があつて出身の都道府県での介護等体験を希望する者は、事前に必ず教職課程担当の教員に申し出て指示に従ってください。

「介護等体験」の授業日程等については常にポータルサイト等に注意し、必ず出席してください。
事前に連絡のない無断欠席や書類未提出者は、履修登録後であっても介護等体験を希望しない者としてします。

介護等体験に関するスケジュール（実施日時等はポータルサイト等で連絡）

スケジュール	時期	内 容	対 象
説明会①	前年度 10 月	介護等体験の意義や制度、事前調査	希望者全員
説明会②（各都道府県説明会）	前年度 12 月～3 月	体験申込用紙の記入および提出	希望者全員
講演会①	前年度 2 月	特別支援学校における介護等体験について	希望者全員
健康診断・履修登録	当該年度 履修登録期間	卒業年次対象の健康診断と科目履修登録	希望者全員
説明会③	当該年度 4 月	前期介護等体験実施の時期と場所の連絡 後期介護等体験希望者の申込	希望者全員
講演会②	当該年度 4 月	福祉施設における介護等体験について	希望者全員
介護等体験の実施	当該年度 5 月以降	特別支援学校：2 日間、福祉施設：5 日間	該当者全員
説明会④	当該年度 9 月	後期介護等体験実施の時期と場所の連絡	後期担当者のみ
体験終了報告	体験終了後随時	証明書確認、記録簿提出	該当者全員

<注意事項>

ア 中学校教諭免許状取得希望者は、体験前年度の 10 月頃に開催する申込説明会から、必ず出席してください。

- イ 介護等体験は全国共通の制度ですが、その実施に関しては、各都道府県で個別に運用されています。そのため、受入都道府県によって異なる申込日程や提出書類に対処する必要があるため、上記のスケジュールを組んでいます。細心の注意を払ってください。
- ウ 指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なきものとして処理します。
- エ 特別支援学校、社会福祉施設のそれぞれの体験終了後すみやかに体験証明書を深草教職センターまで持参してください。
- オ 介護等体験修了証明書は再発行できません。卒業年次の教員免許状申請時まで各自で大切に保管してください。

Ⅳ．教職実践演習の履修について

1) 「教職実践演習」の受講対象者

校種に関わらず教員免許状を取得しようとする者。

2) 「教職実践演習」の受講資格

- ① 当該年度の前期まで、教職カルテ*の記入を行っている者（教職カルテについては、教職課程の授業科目の中で、随時説明します）。
- ② 前年度までに教育実習先修科目の単位を修得している者（6 ページ「教育実習の先修科目」一覧を参照してください）。

*「教職カルテ」

教職カルテは、教職課程を履修する学生全員が、「教職課程での学びの記録（ポートフォリオ）」を記入するもので、教職課程の履修登録の役割も果たしています。

具体的には、教職に関わってどのような学びを行ってきたか、ボランティア活動等にどのように取り組んできたかの記録を残していくものです。また、半期毎に自らの学びを振り返り、反省点や今後への抱負等も書き込んでいきます。教職カルテは、教職担当教員も参照することができ、学生指導の資料として活用することになります。

「教職実践演習」は、教職課程の総まとめの授業であり、受講生の「教職カルテ」を参考にしながら、教員としての資質能力の向上を目指すもので、主に次の4つの事項を扱います。

- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ② 社会性や対人関係能力に関する事項
- ③ 生徒理解や学級経営等に関する事項
- ④ 教科内容等の指導力に関する事項

Ⅴ．学校現場へのボランティア活動について

近年、公立学校におけるクラブや放課後の活動の指導補助、授業中の児童・生徒の指導援助等に関わるボランティアが盛んになってきました。教職を目指すみなさんにとっても「現場を学ぶ」絶好のチャンスですので、積極的に取り組んでほしいと思います。

ただし、教育活動の一端に参加するのですから、それにふさわしい姿勢や心構えが必要となります。ルールを守り、社会人として容認される服装や品位のある言動が求められます。

ボランティア事業については、都道府県や学校を設置している市町村単位で立案し、実施されている所が多いようです。例えば、現在、京都市内公立学校、京都府内（山城地区）公立学校、大阪府内公立学校などでは、数多くの学校が受入れを行っています。ただ、地域や学校によって形態は様々ですので、本学の NPO・ボランティア活動センターや教職センターの掲示板等を活用して、情報を集めてください。

なお、京都市立学校については、本学と京都市教育委員会との間で、「学生ボランティア」学校サポート事業についての協定書を締結し、次のようなルールを決めています。

1) 概要

京都市教育委員会では、平成 15 年度から「学生ボランティア」学校サポート事業を実施しています。この事業は、大学との連携の下、教職を目指す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が市立学校・幼稚園で教育活動にかかわることで自己の資質の向上を図る機会として協定を締結しました。

2) 参加資格

3 年次以上とする。

3) 対象学校・園

京都市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合支援学校

4) ボランティアの内容（例）

- ア 学級担任の補助、学校行事・部活動等の補助
- イ 各教科等の指導におけるティーム・ティーチングの補助
- ウ コンピュータや理科実験などの実技の補助
- エ 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援
- オ 障がいのある児童・生徒の学習・学校生活への支援
- カ 外国人児童・生徒の学校生活における相談・コミュニケーション支援・通訳
- キ 放課後における子どもの学習相談・遊び

5) 応募方法

京都市総合教育センターのホームページ

(<https://skc-cms.edu.city.kyoto.jp/sogokyoiku/center/yosei/volunteer>) を見て応募したいボランティアを選ぶ。

↓

各学舎の教職センターへ申し出る（教職課程担当教員との面談）。

↓

学校へ連絡し、面接日時を予約する。

↓

面接の結果、活動内容・時期が決定すれば活動を開始する。

6) 協定書

龍谷大学（以下「甲」という。）と京都市教育委員会（以下「乙」という。）は、「学生ボランティア」学校サポート事業における学生の派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 甲の派遣する学生が、京都市立学校・園において、必要とされる教育活動の支援を行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

（派遣学生の決定）

第 2 条 甲は、派遣学生の希望と学校・園の希望が一致する者を推薦し、学校・園の合意を得て学生を派遣する。

（活動内容等）

第 3 条 派遣学生の活動（実習）内容、期間及び条件については、学校・園の校園長と派遣学生との間で決定する。その他、実習について必要なことがらについては、学校・園の校園長と甲の担当責任者との合意により、決定する。

（経費）

第 4 条 派遣された学生に対する実費弁償は 1 回につき 1,111 円（所得税源泉徴収額を含む。）とする。

(保険加入)

第5条 派遣学生は、活動にあたって、賠償責任保険（ボランティア保険等）に加入するものとする。
2 乙は、保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

(その他)

第6条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか、災害補償等必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

VI. 編・転入生の履修について

他大学、他学部または短期大学部等より、本学の3年次に編・転入し、教職課程を履修しようとする者は、教職センター及び各学部教務課において履修指導を受けてください。なお、編・転入した者については原則として編・転入した学年の入学年度の履修要項に従って履修してください。

教育実習の先修科目を編入初年度である3年次に履修する必要があります。「介護等体験」は履修の前年度から事前指導に参加する必要があるため、4年次で履修してください。

VII. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、教育職員免許法第5条7項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって、本学において所定の単位を修得した者は、本人が居住する都道府県の教育委員会に免許授与の申請をすることによって教育職員免許状を取得することができます。これを「個人申請」といいます。また、大学が一括して京都府教育委員会に免許申請する場合を「一括申請」といいます。一括申請ができる者は、3月卒業（修了）予定者のみです。一括申請を希望する方は、出願についての説明会・書類の受付を行いますので、これに従ってください。日時については事前にポータルサイト等で連絡します。この説明会は卒業式の当日に免許状が授与されるよう行なうもので、書類提出等を怠ると、卒業の日に免許状の授与ができないので充分注意する必要があります。

9月卒業（修了）の者はすべて個人申請となります。個人申請の場合は、卒業（修了）後に申請することになります。教育委員会ごとに手続き書類の様式等が異なりますので、申請する教育委員会になるべく早めに指導を受けてから手続きを行うようにしてください。

VIII. 各種教諭免許状取得支援制度について

龍谷大学在学中に、本学と協定を結んでいる大学の「通信教育課程特別科目等履修生」として、幼稚園教諭免許状取得または小学校教諭免許状取得に必要な単位を修得する制度を設けています。この制度を利用し必要単位を修得することで、本学卒業時に「幼稚園教諭免許状取得支援制度」の履修者は幼稚園教諭免許状を、「小学校教諭免許状取得支援制度」の履修者は小学校教諭免許状を申請することができます。

本制度については、1年生を対象に4月以降に開催する教職課程履修説明会にて説明しますので、履修希望者は必ず参加してください。説明会の詳細については、ポータルサイト等でお知らせします。
※幼稚園教諭免許状課程と小学校教諭免許状課程の併修はできません。

IX. 教員免許状取得までの流れ

月	1 年次	月	2 年次
4	入学式	4	各種教諭免許状併修開始 (幼稚園または小学校の教員免許状取得希望者のみ)
5	第 1 回教職課程説明会	10	介護等体験説明会① ^{注2} 教職カルテ入力開始
10	第 2 回教職課程説明会	1	介護等体験説明会② (各都道府県説明会) 教職課程履修料 (3 年次分) 納入
12	各種教諭免許状取得支援制度説明会 ^{注1}	2	介護等体験講演会①
1	教職課程履修登録のための説明会 教職課程履修料 (2 年次分) 納入		
月	3 年次	月	4 年次
4	教育実習説明会 A (実習予定校訪問開始) 介護等体験説明会③ 介護等体験講演会②	4	教育実習説明会 C
5	介護等体験、順次開始 (社会福祉施設 5 日間) (特別支援学校 2 日間)	5	教育実習、順次開始 (実習終了後、事後指導)
9	介護等体験説明会④ 教育実習説明会 B (教育実習第 2 次予備登録 + 必要書類の提出 → 教育実習内諾手続完了)	5~7	(教員採用試験 1 次)
12	(介護等体験終了)	6~9	(教員採用試験 2 次)
1	教職課程履修料 (4 年次分) 納入	9	「教職実践演習」履修開始
		10	教員免許状申請説明会
		12	(教育実習終了)
		3	教員免許状授与 (卒業式当日)

※ 本表の各説明会・講演会の内容や実施時期については、変更する可能性があるので、ポータルサイト等で必ず確認してください。

※ 教職課程履修料の納入時期等詳細は、別途ポータルサイト等で周知します。

※ 教員採用試験の実施時期については、各自治体のホームページ等で確認してください。

^{注1} 幼稚園または小学校の教員免許状取得希望者は必ず参加してください。

^{注2} 介護等体験は 3 年次以上で配当されています。この表の流れは、3 年次で体験に行くケースを記しています。いずれの年次で体験に行く場合も、その前年度から行う全ての説明会・講演会に出席しない場合は、体験に行くことはできません。ポータルサイト等での連絡に十分注意してください。

X．教職課程科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。教職課程科目のナンバリングコードは次のとおりです。

※「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」・教科教育法・教職に関する科目の随意科目のみ掲載。

※科目ナンバリングにおいて、科目区分・授業科目名は学則の並びに基づきます。

<例>「体育実技」の場合

①	②	③	④	⑤	⑥
開講学部	開講学科	分野	難易度 (科目の水準)	通し番号	学部等判別コード
K	Z1	DMB	2	1	V
教職課程科目 はKを使用	教組課程科目 はZ1を使用	科目分類・略号 を示す 例) DMB：身体教育学	教職課程科目に おける配当年次 を示す 1：大学1年次 2：大学2年次 3：大学3年次 4：大学4年次	学則の並びを 基本とした番号 を示す	科目の区別・ 履修可能学部を 示す ※開設方法上、学部等 判別コードが付されて いない科目もある

科目区分	授業科目名	単位数	科目ナンバリング
教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目	教職コンピュータ基礎	2	K-Z1-THI-2-01-V
	体育実技	1	K-Z1-DMB-2-01-V
教科及び教科の指導法に 関する科目	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-23-1
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-24-2
教育の基礎的理解に関する科目	教職論	2	K-Z1-EDU-2-11
	学校教育社会学	2	K-Z1-EDU-2-12
	教育社会学	2	K-Z1-SOC-2-11
	教育課程論	2	K-Z1-EDU-2-13
	特別支援教育概論	2	K-Z1-EDU-2-14
道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	道徳教育指導法	2	K-Z1-EDU-3-21
	総合的な学習の時間・特別活動論	2	K-Z1-EDU-3-22
	教育の方法と技術（ICT 活用含む）	2	K-Z1-EDU-3-23
	生徒・進路指導論	2	K-Z1-EDU-2-24
	教育相談	2	K-Z1-EDU-3-25
教育実践に関する科目	教育実習指導Ⅰ	1	K-Z1-EDU-4-31
	教育実習指導Ⅱ A	4	K-Z1-EDU-4-32
	教育実習指導Ⅱ B	2	K-Z1-EDU-4-33
	教職実践演習（中・高）	2	K-Z1-EDU-4-34
その他	介護等体験	2	K-Z1-EDU-3-41

編集発行 京都市下京区七条通大宮大工町125-1(大宮学舎)
京都市伏見区深草塚本町67(深草学舎)

龍谷大学心理学部教務課

TEL 075(343)3317(大宮)

075(645)7893(深草)

2025.4 (株)言行堂印刷

